

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
30	農村整備課	H30.11.5	中ノ庄第二排水機場 施設改修工事	主エンジン整備補修N=1式 始動空気用フレキホース、 電磁弁交換N=1式	1	H30.11.5	昱耕機株式会社 三重営業所	津市栄町二丁目312	5,612,760	6,160,320	本工事の施工にあたっては、既設設備の設計、構造及び機能を熟知していること、また、必要となる機器部品等も特定でき、材料の調達が容易にできることが必要不可欠な条件となる。当施設の修繕・メンテナンスは、ポンプのメーカー代理店である「昱耕機株式会社」が担当している。これまで当該施設全般の機器の診断や点検、修繕に携わっていることから、エンジンのオーバーホールに確実な対応ができ、現場の状況や知識等に精通している。また施工完了後のメンテナンスの面からも、責任の所在を一元化する必要があるため、昱耕機株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	有	
30	農村整備課	H30.11.8	鵜(笠松・星合)排水機場 施設改修工事	ポンプ(Φ400、Φ500) 整備補修N=1式	1	H30.11.13	三愛物産株式会社 三重支店	津市藤方1165-1	13,064,760	12,960,000	本工事の施工にあたっては、既設設備の設計、構造及び機能を熟知していること、また、必要となる機器部品等も特定でき、材料の調達が容易にできることが必要不可欠な条件となる。当施設設備の修繕・メンテナンスは、ポンプのメーカー代理店である「三愛物産株式会社」が担当している。同社は、当該施設全般の機器の診断や点検、修繕に携わっていることから、ポンプのオーバーホールに確実な対応ができ、現場の状況や知識等に精通している。また施工完了後のメンテナンスの面からも、責任の所在を一元化する必要があるため、三愛物産株式会社三重支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	有	
30	農村整備課	H30.11.8	高町排水機場 施設改修工事	ポンプ(Φ1200)整備補修 N=1式 冷却水ポンプ取替N=1式 屋外燃料タンク塗装N=1式	1	H30.11.13	三愛物産株式会社 三重支店	津市藤方1165-1	13,354,200	13,059,360	本工事の施工にあたっては、既設設備の設計、構造及び機能を熟知していること、また、必要となる機器部品等も特定でき、材料の調達が容易にできることが必要不可欠な条件となる。当施設設備の修繕・メンテナンスは、ポンプのメーカー代理店である「三愛物産株式会社」が担当している。同社は、当該施設全般の機器の診断や点検、修繕に携わっていることから、ポンプのオーバーホールに確実な対応ができ、現場の状況や知識等に精通している。また施工完了後のメンテナンスの面からも、責任の所在を一元化する必要があるため、三愛物産株式会社三重支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	有	
30	農村整備課	H30.6.28	高町排水機場 施設改修工事 実施設計業務委託	縦軸斜流ポンプ(Φ1200 mm)のオーバーホール N=1式	1	H30.6.28	三重県土地改良 事業団体連合会	津市広明町330番地	1,130,760	1,080,000	本事業は、施設についての助言や指導、日常の維持管理・点検を行うなど、施設の現状を把握し、県内市町村においても同規模の設計に携わり技術的にも優れている三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
30	農村整備課	H30.6.28	中ノ庄第二排水機場 施設改修工事 実施設計業務委託	主エンジンオーバーホールN=1式	1	H30.6.28	三重県土地改良 事業団体連合会	津市広明町330番地	748,440	702,000	本事業は、施設についての助言や指導、日常の維持管理・点検を行うなど、施設の現状を把握し、県内市町村においても同規模の設計に携わり技術的にも優れている三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
30	農村整備課	H30.6.28	鵜(笠松・星合)排水機場 施設改修工事 実施設計業務委託	Φ400mm常時水中ポンプ オーバーホールN=1式	1	H30.6.28	三重県土地改良 事業団体連合会	津市広明町330番地	1,130,760	1,080,000	本事業は、施設についての助言や指導、日常の維持管理・点検を行うなど、施設の現状を把握し、県内市町村においても同規模の設計に携わり技術的にも優れている三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
30	農村整備課	H30.8.13	北谷地区換地等調整 業務委託	経営体育成換地等 調整業務N=1式	1	H30.8.13	三重県土地改良 事業団体連合会	津市広明町330番地	3,269,160	3,268,080	本業務は、小片野町北谷地区のほ場整備事業に先立ち行う業務で、地区内の農地等の利用状況、関係農家の意向の把握、事業実施後の農用地利用状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地利用集積を検討する上での合意形成等を進めるとともに、換地計画策定の基準となる換地設計基準で作成して、土地改良事業の認可と補助事業に必要な資料作成をおこなう重要な作業である。土地改良事業をおこなうためには、多様化している事業の遂行に必要な情報資料の確保、事業執行体制についての整備、事務及び技術職員の充実が必要不可欠である。三重県土地改良事業団体連合会は、県下における土地改良事業に多数参画しており、多くの関連情報を有していること、本業務に必要とされる土地改良換地士を始め、ほ場整備に精通している技術者が多数在籍し、経験・知識も豊富であることから、最適な成果が得られる。以上のことから、当該業務の性質上又は目的が競争入札に適さないため、三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とした。	無	

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
30	農村整備課	H30.10.1	北谷地区公有地編入承認申請書作成業務委託	公有地編入承認申請書作成業務N=1式	1	H30.10.1	三重県土地改良事業団体連合会	津市広明町330番地	515,160	507,600	本業務は、小片野町北谷地区のほ場整備事業による換地計画の樹立のために、国・県・市等の関係機関の編入物件について、土地登記情報及び公図、国有地の調査等を基に現地調査をおこない、関係機関に地区編入承認申請するための書類を作成するものであり、将来の換地業務との一体的な取組が必要である。三重県土地改良事業団体連合会は、本業務と密接な関係にある「北谷地区換地等調整業務委託」を受注し、土地登記情報や国有地の調査や現地踏査等をおこなっていることから、三重県土地改良事業団体連合会と契約することで、それぞれ競争した場合よりも著しく有利な価格で契約が可能となるものである。以上のことから、三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号に基づき、随意契約とした。	無	
30	農村整備課	H30.10.1	北谷地区地形図作成業務委託	地形図作成業務N=1式	1	R1.10.1	三重県土地改良事業団体連合会	津市広明町330番地	1,787,400	1,728,000	本業務は、小片野町北谷地区の農地整備事業を実施する予定地区を対象として、調査・計画・換地業務及び施工のすべてに渡って基本となる地形図の作成を行う業務であり、将来の耕地区画、用排水路、農道、耕地の集団化等の整備を見越した整理が必要である。三重県土地改良事業団体連合会は、平成28年度から小片野町北谷地区の事業実施に向けて地域への支援や現地調査等と、本業務と密接に関係する「北谷地区換地等調整業務」を実施していることで、地形等を総合的に把握しており、過去に収集した資料を基に地域の意見を的確に反映することができ、現地の状況を熟知していることから、現地踏査等の経費が節減でき、著しく有利な価格で契約が可能となる。三重県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に基づき、土地改良事業の適切かつ、効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とし設立された公益法人であり、会員である市町及び土地改良区等の土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助を事業として行っていることから、県下における土地改良事業に多数参画しており、多くの関連情報を有し、専門的な技術者が多数在籍し、経験・知識も豊富であり、信頼のおける団体である。以上のことから、三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号、7号により、随意契約とした。	無	

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
30	農村整備課	H30.10.5	ため池耐震調査業務委託	ため池耐震調査業務N=1式	1	H30.10.5	三重県土地改良事業団体連合会	津市広明町330番地	43,544,520	42,660,000	本業務は、平成25年度実施の「ため池一斉点検」並びに「ため池ハザードマップ」の結果や過去のデータとの整合性をとりつつ、堤体健全度(耐震性照査)について総合的判断のもと改修の要否判定を行い、前年度実施の「ため池耐震診断」の結果等と合わせ、改修の順位付けをし、将来の計画策定に必要な基礎データを作成するものである。業務の実施にあたり、三重県土地改良団体連合会は、昭和52年から実施しているため池定期診断により、本市ため池の状態を継続的に熟知しており、平成25年には「ため池一斉点検」と「ため池ハザードマップ作成」を行い、ため池の現状と下流域に及ぼす被害想定等を熟知していることから、改修要否の判定に必要なこれらとの関連性、整合性を踏まえた適確な判断が可能となる。改修の順位付け判定では、前年度委託した、ため池耐震診断業務(12カ所)と今回の業務(17カ所)の結果を合わせ、統一した判定ができ、また、これまでの業務実施による現地調査、資料収集などの省略で経費の縮減効果も見込めるものである。これまでの業務に対する責任所在の一元化も含め、以上のとおり本業務に必要な条件を唯一満たせることから、三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、6号により、随意契約とした。	有	
30	農村整備課	H30.12.5	一志南部用水地区事業計画書作成業務委託	事業計画書作成業務N=1式	1	H30.12.5	三重県土地改良事業団体連合会	津市広明町330番地	7,648,560	8,028,720	三重県土地改良事業団体連合会は、会員である一志南部用水土地改良区に対して、日ごろから当該施設の維持管理に関する技術的な支援・指導をおこなう唯一の団体で、緊密な関係が構築されているため、土地改良区の意向を反映した実効性の高い業務遂行ができる。また、継続的に当該施設の定期診断を実施しており、施設の状態を総合的に把握し、本業務に必要な情報や資料を保有しているため、現地調査や資料の収集などで業務内容を省略及び省力化でき、経費の縮減効果が見込める。事業計画を作成するにあたり、これまで国・県のヒアリングに参加していることで豊富な知識と経験を有し、多くの関連情報を保有していることで適正な事業計画の作成が可能となる。以上のことから、三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、6号により随意契約とした。	有	